

○広島修道大学大学院学生研究室使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学3号館内に設置する大学院学生研究室（以下「大学院研究室」という。）の使用に関して必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 大学院研究室は、広島修道大学大学院学生の研究活動を行うために使用するものとする。

(使用者の範囲)

第3条 大学院研究室の種類及び使用者は、次のとおりとする。

- (1) 大学院研究室1 法学研究科の学生
- (2) 大学院研究室2 商学研究科及び経済科学研究科の博士前期課程の学生
- (3) 大学院研究室3 人文科学研究科の修士課程・博士前期課程の学生
- (4) 大学院研究室4 博士後期課程の学生

2 前項にかかわらず、学長が許可する者は、指定する大学院研究室を使用できるものとする。

(使用時間)

第4条 大学院研究室の使用時間は、午前8時45分から午後10時までとする。

2 前項にかかわらず、上記使用時間外に大学院研究室に留まる場合は、前日までに学生課で所定の手続を経なければならない。

(遵守事項)

第5条 大学院研究室の使用に関しては、「広島修道大学大学院研究室使用上の遵守事項」に従うこととする。

(使用の制限)

第6条 学長は、前条の遵守事項を守らない者に対し、大学院研究室の使用を制限することができる。

(省エネルギーに関する相互協力)

第7条 大学院研究室使用者は、相互に協力して、大学院研究室の空調及び照明設備の利用に無駄のないよう努めなければならない。

(賠償)

第8条 使用者が、故意又は重大な過失によって、大学院研究室の設備又は備品等（学生用ロッカーの鍵を含む。）を滅失、汚損又は破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

らない。

(事務担当)

第9条 この規程に関する事務は、財務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、2016年12月1日に制定し、同日から施行する。
- 2 この規程は、2019年5月8日に第3条第1項を改正し、第3項を削り、2019年9月1日から施行する。